

農薬の登録に係る農薬分科会における審議について（報告）

農林水産大臣は、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により農薬の登録をしようとするときは、法第39条第1項の規定に基づき、農業資材審議会の意見を聴かなければならないとされている。

今般、MCPA イソプロピルアミン塩、ピリダクロメチル及びメフェントリフルコナゾールを有効成分として含む農薬の登録について、農林水産大臣から諮問を受けた。

それぞれの農薬について、別添に記載のとおり、適切な部会において専門的な検討を行うこととする。

なお、それぞれの農薬に関する各部会の審議結果は農薬分科会に報告するものとし、報告された審議結果等を基に農薬分科会において公開で議論し、その結果を農薬分科会の意見とする。農業資材審議会令（平成12年政令第288号）第5条第6項及び「農薬の登録、変更登録等に係る農業資材審議会の審議の進め方」（平成30年9月14日及び令和3年12月24日農業資材審議会農薬分科会決定）の4により、農薬分科会の議決をもって審議会の議決とすることができることから、農薬分科会の意見を農業資材審議会の意見として農林水産大臣に答申する。

有効成分名	諮問理由	御審議いただく部会
MCPAイソプロピルアミン塩	新規登録	農薬原体部会
ピリダクロメチル	新規登録	農薬原体部会
メフェントリフルコナゾール	新規登録	農薬原体部会 農薬使用者安全評価部会 農薬蜜蜂影響評価部会

MCPA イソプロピルアミン塩 (MCPA isopropylammonium)

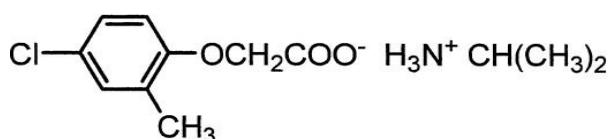
1. 今回の諮問の経緯及び審議することが適切と考えられる部会

令和元年 11 月 21 日に農薬取締法第 3 条第 1 項に基づく新規登録申請を受け、令和 4 年 4 月 20 日に農林水産大臣が農業資材審議会に諮問したものである。

MCPA イソプロピルアミン塩を有効成分として含む農薬の登録申請は、「農薬取締法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 53 号) 第 2 条の施行日(令和 2 年 4 月 1 日)より前になされているため、令和元年 11 月 6 日農業資材審議会農薬分科会決定による改正前の「農薬の登録、変更登録等に係る農業資材審議会の審議の進め方」(平成 30 年 9 月 14 日農業資材審議会農薬分科会決定)に基づき、農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度に関する事項について農薬原体部会において専門的な検討をすることとしたい。

2. 審議農薬の概要

- ① 化学名 (IUPAC) MCPA イソプロピルアミン塩
isopropylammonium(4-chloro-2-methylphenoxy)acetate
- ② CAS 登録番号 34596-68-4
- ③ 分子式 $C_{12}H_{18}ClNO_3$
- ④ 構造式



- ⑤ 分子量 259.73
- ⑥ 初回登録年 新規申請
- ⑦ 用途 除草剤
- ⑧ 作用機作 本有効成分はホルモン型除草剤であり、その作用機作は植物体内に吸収された後、生長点部位などの生長の著しい部分において、インドール酢酸様作用により様々な生理的異常を生じさせるものである。(HRAC : 4*)。
- ⑨ 主な適用作物 樹木等 (公園、庭園、堤とう、駐車場、道路、運動場、宅地のり面、鉄道等)

* : <https://www.hracglobal.com/>

ピリダクロメチル (pyridachlometyl)

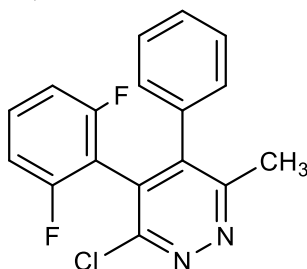
1. 今回の諮問の経緯及び審議することが適切と考えられる部会

令和元年12月24日に農薬取締法第3条第1項に基づく新規登録申請を受け、令和4年4月20日に農林水産大臣が農業資材審議会に諮問したものである。

ピリダクロメチルを有効成分として含む農薬の登録申請は、「農薬取締法の一部を改正する法律」(平成30年法律第53号)第2条の施行日(令和2年4月1日)より前になされているため、令和元年11月6日農業資材審議会農薬分科会決定による改正前の「農薬の登録、変更登録等に係る農業資材審議会の審議の進め方」(平成30年9月14日農業資材審議会農薬分科会決定)に基づき、農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度に関する事項について農薬原体部会において専門的な検討をすることとしたい。

2. 審議農薬の概要

- ① 化学名 (IUPAC) ピリダクロメチル
3-chloro-4-(2,6-difluorophenyl)-6-methyl-5-phenylpyridazine
- ② CAS 登録番号 1358061-55-8
- ③ 分子式 C₁₇H₁₁ClF₂N₂
- ④ 構造式



- ⑤ 分子量 316.73
- ⑥ 初回登録年 新規申請
- ⑦ 用途 殺菌剤
- ⑧ 作用機作 本有効成分は、植物病原菌の菌糸生育阻害活性を有し、孢子形成も阻害することが確認されている。また、MBC殺菌剤耐性菌やQoI殺菌剤耐性菌に対しても防除効果を示すことを確認しているが、詳細な作用機作は不明である (FRAC未分類)。
- ⑨ 主な適用作物 麦、野菜、豆、花き 等

メフェントリフルコナゾール

(mefentrifluconazole)

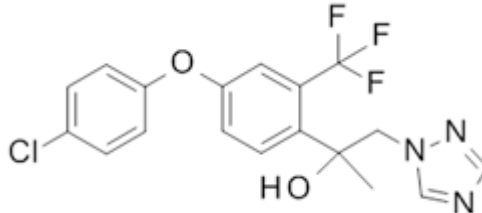
1. 今回の諮問の経緯及び審議することが適切と考えられる部会

令和 3 年 12 月 14 日に農薬取締法第 3 条第 1 項に基づく新規登録申請を受け、令和 4 年 4 月 20 日に農林水産大臣が農業資材審議会に諮問したものである。

「農薬の登録、変更登録等に係る農業資材審議会の審議の進め方」（令和 3 年 12 月 24 日 農業資材審議会農薬分科会決定）に基づき、農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度に関する事項については農薬原体部会、農薬使用者暴露許容量その他農薬使用者への影響評価に関する事項については農薬使用者安全評価部会及び蜜蜂の蜂群への影響その他農薬の蜜蜂への影響評価に関する事項については農薬蜜蜂影響評価部会においてそれぞれ専門的な検討をすることとしたい。

2. 審議農薬の概要

- ① 化学名 (IUPAC) メフェントリフルコナゾール
 (2*RS*)-2-[4-(4-chlorophenoxy)-2-(trifluoromethyl)phenyl]-1-(1*H*-
 1,2,4-triazol-1-yl)propan-2-ol
- ② CAS 登録番号 1417782-03-6
- ③ 分子式 C₁₈H₁₅ClF₃N₃O₂
- ④ 構造式



- ⑤ 分子量 397.8
- ⑥ 初回登録年 新規申請
- ⑦ 用途 殺菌剤
- ⑧ 作用機作 糸状菌の細胞の膜構造に重要なリン脂質であるステロール生合成におけるC14位の脱メチル化を阻害し、エルゴステロールの生合成を阻害することで殺菌作用を発揮する (FRAC : 3*)。
- ⑨ 主な適用作物 りんご、もも、ネクタリン 等

* : <https://www.frac.info/>